平成 21 年 12 月 22 日財務局主税局

地方法人特別税の早期の廃止と法人事業税への復元についての 緊急共同声明(東京都・神奈川県・愛知県・大阪府)について

本日、閣議決定された税制改正大綱について、東京都、神奈川県、愛知県、 大阪府の四都府県は、別紙の通り、四都府県共同声明を発表いたしましたので、 お知らせいたします。

【問い合わせ先】

(地方財政について)財務局主計部財政課電話 03-5388-2669(地方税制について)主税局税制部税制課電話 03-5388-2908

地方法人特別税の早期の廃止と法人事業税への復元について (緊急共同声明)

本日、閣議決定された税制改正大綱において、かねてより東京都、 神奈川県、愛知県、大阪府の四都府県が強く要求していた、「地方法 人特別税の早期廃止と法人事業税への復元」が盛り込まれていない。

この措置は、民主党が導入時から、国会審議において強く反対していたように地方自治を侵害するものであり、受益と負担という税の原則に反し、地方分権改革に逆行するものである。

しかし、今回の税制改正大綱では、四都府県の意見が反映されず、 この措置は是正されなかった。

地方主権の理念を貫くためにも、国は、この不合理な地方法人特別税を速やかに廃止し、法人事業税として復元すべきであり、その実現に向けて、四都府県がしっかりと足並みを揃え、引き続き国に対し強く求めていく。

平成21年12月22日

東京都知事 石原慎太郎

神奈川県知事 松沢 成文

愛知県知事 神田 真秋

大阪府知事 橋下 徹